

## 医療費適正化基本方針との対比表

医療費適正化基本方針（要旨抜粋）		東京都第三期医療費適正化計画における対応状況
<b>第一 計画の作成に当たって指針となるべき基本的な事項</b>		
<b>一 全般的な事項</b>		
1 基本理念 (1) 住民の生活の質の維持、向上を図るものであること (2) 超高齢社会の到来に対応するものであること (3) 目標、施策の達成状況等の評価を適切に行うものであること		○ 「第1部 計画の趣旨」「2 国の基本的な考え方」に医療費適正化計画の基本理念を記載
2 第三期計画における目標（二において記載）		—
3 計画作成のための体制の整備 (1) 関係者の意見を反映させる場の設置 (2) 市町村との連携 (3) 保険者等との連携		○ 東京都医療費適正化計画検討委員会を設置、検討
4 他の計画等との関係 (1) 健康増進計画との調和 ・生活習慣病対策に係る目標及び取組の内容と「住民の健康の保持の推進」に関する目標及び取組の内容とが整合 (2) 医療計画との調和 ・良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に係る目標及び取組の内容と「医療の効率的な提供の推進」に関する目標及び取組の内容とが整合 (3) 介護保険事業支援計画との調和 ・介護給付費等対象サービスの量の見込み及び介護保険施設等の整備等に関する取組内容と医療と介護の連携等に関する取組の内容とが整合 (4) 国民健康保険運営方針との調和 ・国民健康保険の医療費及び財政の見通しに関する事項、医療費適正化の取組に関する事項と、住民の健康の保持の推進並びに医療の効率的な推進に関する目標及び取組み内容とが整合。		○ 「第1部 計画の趣旨」「2 計画の基本的な考え方」に、以下の関連計画における取組と調和・整合を図り策定する旨を記載 ・東京都健康推進プラン21 ・東京都保健医療計画 ・東京都高齢者保健福祉計画 ・東京都国民健康保険運営方針
5 東日本大震災及び平成28年熊本地震の被災地への配慮(略)		—
<b>二 計画の内容に関する基本的事項 □</b>		
1 住民の健康の保持の推進に関し都道府県において達成すべき目標		○ 「第3部 第1章 第1節 生活習慣病の予防と健康の保持増進に向けた取組」に取組の方向性と合わせて必要な数値目標を記載

医療費適正化基本方針（要旨抜粋）		東京都第三期医療費適正化計画における対応状況
	(1) 特定健康診査の実施率に関する数値目標 ・全国目標は平成35年度において、対象者の70%以上が特定健康診査を受診	○「1(1)特定健康診査及び特定保健指導の実施率向上のための取組」 ・健康診査の意義やメタボリックシンドロームに関する正しい知識を啓発 ・国民健康保険の特定健康診査等の実施に必要な費用及び、実施率等が良好な区市町村に対する財政支援を実施 ・先進的な事例の情報提供等受診率向上に向けた支援 ・保険者協議会による研修等を通じ、特定保健指導等を効果的に実施できる人材を育成 ・平成35年度に向けて以下の実施率等を目指す。 特定健康診査実施率 70%以上 特定保健指導実施率 45%以上 メタボリックシンドローム該当者 及び予備群の減少率(H25年度比) 25%以上
	(2) 特定保健指導の実施率に関する数値目標 ・全国目標は平成35年度において、対象者の45%以上が特定保健指導を受ける。	
	(3) メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率に関する数値目標 ・平成35年度のメタボリックシンドローム該当者及び予備群を、20年度と比較して25%以上減少することを目標に、各都道府県において設定	
	(4) たばこ対策に関する目標 ・例えば、禁煙の普及啓発施策に関する目標を設定	○「4 たばこ対策の取組」 ・喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす影響について都民に啓発 ・多数の人が利用する施設の受動喫煙防止対策の強化を推進
	(5) 予防接種に関する目標 予防接種の普及啓発施策に関する目標を設定	○「5 予防接種の推進」 ・東京都のホームページへの情報掲載及び区市町村や検疫所等関係機関のホームページとのリンク設定等、関係機関と連携した情報提供の充実 ・海外旅行者・帰国者に対する啓発冊子の作成や配布による感染症の理解促進
	(6) 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標 ・例えば、医療関係者や保険者等との連携を図りながら行う糖尿病の重症化予防の取組や、高齢者の特性に応じた重症化予防の取組の推進に関する目標を設定	○「2 生活習慣病の重症化予防の推進」 ・全区市町村で重症化予防の取組が進むよう「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定する等支援 ○「1(2)後期高齢者の健康診査及び高齢者の特性に応じた保健指導の推進」
	(7) その他予防・健康づくりの推進に関する目標 ・例えば、生活習慣に関する正しい知識の普及啓発、住民に対する予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組、がん検診、肝炎ウイルス検診等に関する目標を設定	○「3 都民の健康の保持増進に向けた一體的な支援」 ・個人の健康づくりの実践を支援する取組 ・児童期からの健康教育の推進 ・ライフステージに応じたスポーツの振興 等 ○「1(5)がん検診、肝炎ウイルス検診の取組」
2 医療の効率的な提供の推進に関し、都道府県において達成すべき目標		○「第3部 第1章 第2節 医療資源の効率的な活用に向けた取組」に取組の方向性と合わせて必要な数値目標を記載
	(1) 後発医薬品の使用促進に関する数値目標 ・平成35年度には、後発医薬品の使用割合が80%以上に到達しているとする目標を設定することや普及啓発等施策に関する目標を設定	○「4 後発医薬品の使用促進」 ・薬事監視指導の一環としての後発医薬品の収去、溶出試験等の実施による品質確保 ・東京都薬剤師会による後発医薬品情報サイト運営に係る支援 ・区市町村による後発医薬品使用に切り替えた場合の自己負担差額通知の取組に対する財政支援、医師会、薬剤師会等との連携、広報等支援の実施 ・保険者協議会との連携を通じた保険者の取組状況や課題の把握、共有を進める。 ・平成35年度に向けて、数量シェアの使用割合を80%以上とすることを目指す。
	(2) 医薬品の適正使用の推進に関する目標 ・患者や医療機関及び薬局に対する医薬品の適正使用に関する普及啓発や保険者等による医療機関及び薬局と連携した訪問指導の実施等、重複投薬の是正に関する目標を設定 ・適切な投薬に関する普及啓発や保険者等による医療機関及び薬局と連携した服薬状況の確認及び使用禁忌の防止の取組の実施等、複数種類の医薬品の投与の適正化に関する目標を設定	○「5 医薬品の適正使用の促進」 ・薬局・薬剤師の機能強化に向けた関係団体等への支援、連絡調整体制の確保 ・“t-薬局いんふお”により都民へ薬局情報を提供 ・服薬情報の一元的かつ継続的な把握に基づく薬学指導の実施に向けた薬局と医療機関等との連携への取組強化 ・かかりつけ薬剤師による、お薬手帳の一元化・電子お薬手帳の活用に向けた取組促進 ・区市町村による国保被保険者の適正受診、適正服薬に向けた取組の支援 ・保険者協議会との連携を通じ保険者の取組状況や課題を把握、共有

医療費適正化基本方針（要旨抜粋）		東京都第三期医療費適正化計画における対応状況
3 目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策		
(1) 住民の健康の保持の推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「第3部 第1章 第1節 生活習慣病の予防と健康の保持増進に向けた取組」に取組の方向性を記載</li> <li>○ 「1(1)特定健康診査及び特定保健指導の実施率向上のための取組」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診査の意義やメタボリックシンドロームに関する正しい知識を啓発</li> <li>・国民健康保険の特定健康診査等の実施に必要な費用及び、実施率等が良好な区市町村に対する財政支援を実施</li> <li>・先進的な事例の情報提供等受診率向上に向けた支援</li> <li>・保険者協議会による研修等を通じ、特定保健指導等を効果的に実施できる人材を育成</li> </ul> </li> <li>○ 「4 たばこ対策の取組」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす影響について都民に啓発</li> <li>・多数の人が利用する施設の受動喫煙防止対策の強化を推進</li> </ul> </li> <li>○ 「5 預防接種の推進」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都のホームページへの情報掲載及び区市町村や検疫所等関係機関のホームページとのリンク設定等、関係機関と連携した情報提供の充実</li> <li>・海外旅行者・帰国者に対する啓発冊子の作成や配布による感染症の理解促進</li> </ul> </li> <li>○ 「2 生活習慣病の重症化予防の推進」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全区市町村で重症化予防の取組が進むよう「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定する等支援</li> </ul> </li> <li>○ 「1(2)後期高齢者の健康診査及び高齢者の特性に応じた保健指導の推進」</li> <li>○ 「3 都民の健康の保持増進に向けた一体的な支援」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・区市町村が行う、生活習慣病・健康づくりの実践に向けたインセンティブ提供の取組等への技術的・財政的支援</li> </ul> </li> </ul>
(2) 医療の効率的な提供の推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「第3部 第1章 第2節 医療資源の効率的な活用に向けた取組」に取組の方向性と合わせて必要な数値目標を記載</li> </ul>
① 病床機能の分化・連携、地域包括ケアシステムの構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療構想の策定</li> <li>・地域連携バスの整備・活用の推進</li> <li>・有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など多様な住まいの整備</li> <li>・住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことを可能とする医療・介護サービス等の充実</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「1 地域医療構想による病床機能の分化・連携の推進」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年7月に東京都地域医療構想を策定</li> <li>・2025年に向けた東京の医療の姿「2025年の医療～グランドデザイン～」（以下「グランドデザイン」という。）とその実現に向けた4つの基本目標等について記載</li> <li>・東京都保健医療計画の第六次改定に当たっては、地域医療構想を一体化し、グランドデザインの達成に向けた、疾病・事業ごとの取組を具現化</li> </ul> </li> <li>○ 「2 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都高齢者保健福祉計画を策定し、高齢者の生活を支えるための取組を推進</li> <li>・人口密度が高く、在宅において医療や介護サービスの効率的な提供が可能であること、多様な組織体による在宅サービスや住まいの供給等の新たな事業の創設や参入が期待できることなどの強みを活かしながら、大都市東京の実情に応じた「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取組む。</li> </ul> </li> </ul>
② 後発医薬品の使用促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・安心使用に向け、使用促進に関する協議会を活用した医療関係者への情報提供</li> <li>・薬効別使用割合のデータ等の把握・分析などにより保険者等の取組を支援</li> <li>・保険者等と医療関係者との連携のための関係構築に向けた支援</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「4 (1)後発医薬品の普及に向けた環境整備」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬事監視指導の一環としての後発医薬品の収去、溶出試験等の実施による品質確保</li> <li>・東京都薬剤師会による後発医薬品情報サイト運営に係る支援</li> </ul> </li> <li>○ 「4(2)後発医薬品の使用促進」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・区市町村による後発医薬品使用に切り替えた場合の自己負担差額通知の取組に対する財政支援、医師会、薬剤師会等との連携、広報等支援の実施</li> <li>・保険者協議会との連携を通じた保険者の取組状況や課題の把握、共有を進める。</li> </ul> </li> </ul>

医療費適正化基本方針（要旨抜粋）			東京都第三期医療費適正化計画における対応状況
<p>③ 医薬品の適正使用の推進（重複投与・複数種類の医薬品の投与の適正化）        ・保険者協議会を通じ保険者等による重複投薬の是正に向けた取組、医療機関及び薬局と連携した服薬状況の確認及び使用禁忌の防止の取組を推進</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「5 医薬品の適正使用の促進」           <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬局・薬剤師の機能強化に向けた関係団体等への支援、連絡調整体制の確保</li> <li>・“t-薬局いんふお”により都民へ薬局情報を提供</li> <li>・服薬情報の一元的かつ継続的な把握に基づく薬学指導の実施に向けた薬局と医療機関等との連携への取組強化</li> <li>・かかりつけ薬剤師による、お薬手帳の一元化・電子お薬手帳の活用に向けた取組促進</li> <li>・区市町村による国保被保険者の適正受診、適正服薬に向けた取組の支援</li> <li>・保険者協議会との連携を通じ保険者の取組状況や課題を把握、共有</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>4 目標を達成するための関係者の連携及び協力</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の健康の保持の推進に関しては保険者等及び健診・保健指導機関等と、医療の効率的な提供の推進に関しては、医療機関及び介護サービス事業者等と情報交換を行い、相互に連携及び協力を行えるような体制作りに努める必要がある。</li> <li>・計画の作成、計画に基づく施策の実施に際し、保険者等に対して必要な協力を求める場合は、保険者協議会を通じて協力を求めることができる。（法9条10項）</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「第3部 第1章 第4節 医療費適正化の推進に向けた関係者の役割と連携」           <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険者等、医療の担い手等、都民それぞれの役割を記載</li> </ul> </li> <li>○ 「2 保険者協議会を通じた保険者等との連携」           <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都は平成30年度から、国民健康保険の保険者として保険者協議会二参画</li> <li>・保険者協議会との連携を通じ、保険者等が行う医療費適正化の取組状況や課題、好事例等を把握、共有するなど、保険者等と連携</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>5 都道府県における医療費の調査及び分析（第三参照）</b></p>			—
<p><b>6 計画期間における医療費の見込み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成35年度の医療費の見込みを算出</li> <li>・入院医療費は、病床機能の分化・連携の推進の成果を踏まえ算出</li> <li>・入院外医療費は、適正化前の医療費から、以下の取組みによる効果額を控除して算出           <ul style="list-style-type: none"> <li>①特定健診・保健指導の実施率の向上による効果</li> <li>②後発医薬品の使用促進による効果</li> <li>③地域差縮減に向けた取組による効果（糖尿病の重症化予防・重複投薬・複数種類の医薬品の投与の適正化）</li> </ul> </li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「第3部 第1章 第3節 医療費の見込み」に推計結果を記載           <ul style="list-style-type: none"> <li>・国から提供された「医療費適正化計画推計ツール」により平成35年度の医療費の見込みを推計</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>7 計画の達成状況の評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度（計画初年度及び最終年度を除く）進捗状況を公表、最終年度に進捗状況の調査及び分析し、次期計画に反映、最終年度の翌年度に実績を評価（第二を参照）</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「第3部 第2章 第1節 計画の推進」           <ul style="list-style-type: none"> <li>・進捗状況の公表、進捗状況に関する調査及び分析（暫定評価）、実績の評価を実施</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>8 その他都道府県が必要と認める事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県独自の取組みを計画に位置づける場合には、3に準じて定める。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「第3部 第1章 住民の健康の保持の増進及び医療の効率的な提供の推進に向けた取組」に関連計画との調和・整合を図り必要な取組を記載</li> </ul>
<p><b>三 その他</b></p>			
<p><b>1 計画の期間</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30～35年度（6年を1期）</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画期間 平成30～35年度</li> </ul>			
<p>「第3部 第2章 第1節 計画の推進」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ・進捗状況の公表、進捗状況に関する調査及び分析（暫定評価）、実績の評価を実施</li> </ul>			
<p><b>2 計画の進行管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画作成、実施、点検・評価及び見直し・改善の一連の循環により進行管理</li> </ul>			
<p>「第3部 第2章 第2節 計画の周知」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ・計画は、東京都ホームページに掲載し、都民に広く周知する。</li> </ul>			
<p><b>3 計画の公表</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画を作成したときは、厚生労働大臣に提出するほか、公表するよう努める。</li> </ul>			

医療費適正化基本方針（要旨抜粋）		東京都第三期医療費適正化計画における対応状況
<b>第二 計画の達成状況の評価に関する基本的な事項</b>		
<b>一 評価の種類</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 進捗状況の公表           <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度(計画最終年度及び実績評価の年度を除く。)ごとに進捗状況を公表</li> </ul> </li> <li>2 進捗状況に関する調査及び分析           <ul style="list-style-type: none"> <li>・第四期計画作成に資するため、計画期間の最終年度(35年度)に進捗状況の調査及び分析、公表</li> </ul> </li> <li>3 実績の評価           <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間終了の翌年度(36年度)に実績評価、公表</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「第3部 第2章 第1節 計画の推進」           <ul style="list-style-type: none"> <li>・進捗状況の公表、進捗状況に関する調査及び分析(暫定評価)、実績の評価を実施</li> </ul> </li> </ul>
<b>二 評価結果の活用（略）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 計画期間中の見直し及び次期計画への反映</li> <li>2 都道府県別の診療報酬の設定に係る協議への対応</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「第3部 第2章 第1節 計画の推進」           <ul style="list-style-type: none"> <li>・進捗状況の公表、進捗状況に関する調査及び分析(暫定評価)、実績の評価を実施</li> </ul> </li> <li>—</li> </ul>
<b>第三 医療費の調査及び分析に関する基本的な事項</b>		
<b>一 医療費の調査及び分析を行うに当たっての視点</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の医療を中心に、全国の平均値及び他の都道府県の値等との比較を行い、全国的な位置付けを把握、分析</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「第2部 第1章 都民医療費の現状」           <ul style="list-style-type: none"> <li>・区市町村国民健康保険、後期高齢者医療のレセプトデータ、国から提供された「医療費適正化計画関係データセット」から都民医療費の現状を分析</li> </ul> </li> </ul>
<b>二 医療費の調査及び分析に必要なデータの把握（略）</b>		
<b>第四 医療費適正化に関するその他の事項</b>		
<b>一 国、都道府県及び保険者等の役割</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国、都道府県及び保険者等がそれぞれの役割の下、推進していく必要がある。</li> </ul>		
<b>二～六（略）</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「第3部 第1章 第4節 医療費適正化の推進に向けた関係者の役割と連携」           <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険者等、医療の担い手等、都民それぞれの役割を記載</li> </ul> </li> </ul>
<b>第五 この方針の見直し（略）</b>		